

お知らせ 森林の土地の所有者 届出制度のお知らせ

▼届出対象者

個人・法人を問わず、平成24年4月1日以降に売買や相続などで森林の土地を新たに取得した方は、面積にかかわらず届出をしなければなりません。

また、平成24年4月1日以前に森林の土地を取得した方でも平成24年4月1日以降に遺産分割協議が成立した場合には届出が必要です。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出をしている方は対象外です。

▼届出期間及び届出先

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村長に届出をしてください。

▼届出事項

届出書には、届出者と前所有者の住所・氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積とともに、土地の用途などを記載します。添付書類として、登記事項証明書又は土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地

の位置を示す図面が必要です。所定の届出様式がありますので、詳しくは左記までお問い合わせください。

■問い合わせ

吾北総合支所森林政策課

☎ 867-2322

産業経済課

☎ 893-1115

本川総合支所産業建設課

☎ 869-2115

お知らせ 森林の立木を伐採する ときには届出が必要ですよ

▼伐採及び伐採後の造林の届出制度とは

森林は、林産物の供給、水源の涵養、山地災害の防止などの多面的な機能があり、私たちの生活にたくさんの恩恵をもたらしています。

これら森林の持つている多面的な機能を高度に発揮させるための適正な森林施策を確保する観点から、森林の伐採及び伐採後の造林が、市町村森林整備計画に適合して適切に行われているかを確認するために、森林法の規定に基づき、事前に届出していただくものです。

▼対象となる森林

保安林などを除く民有林（地域森林計画の対象森林）

保安林については、県への伐採許可申請などが必要となります。

▼手続き方法

1. 届出対象者

森林所有者や立木を買い受けた方など、立木の伐採について権限を有する方となります。

① 自分で、あるいは請負によって伐採する場合は、森林所有者

② 伐採業者などが森林所有者から立木を買い受けて伐採する場合は、森林所有者と買い受け人の連名

2. 届出期間及び届出先

伐採を始める90日から30日前までに伐採する森林がある市町村長に届出をしてください。

所定の届出様式がありますので、詳しくは左記までお問い合わせください。

■問い合わせ

吾北総合支所森林政策課

☎ 867-2322

産業経済課

☎ 893-1115

本川総合支所産業建設課

☎ 869-2115

お知らせ 高知地方法務局の 支局の統合について

高知地方法務局の支局については、5月7日（水）をもって高知地方法務局本局（高知市栄田町）に統合し、同日からすべての業務を高知地方法務局本局において取り扱うこととなります。

地域住民の皆さんには、ご不便をおかけしますが、ご理解と協力をお願いします。

なお、統合後の業務に関する問い合わせにつきましては、高知地方法務局本局（☎822-3331）までお願いします。

▼高知地方法務局本局の所在

高知市栄田町二丁目2-10

高知よさこい咲都合同庁舎

☎ 822-3331

お知らせ 無料法律相談会

ついで

高知地方・家庭裁判所では、無料法律相談会を開催します。

▼日時 5月8日（木）

（受付）12時30分～15時



お礼

2月3日、川内小学校3年生と先生の14名に授業の一環で波川緑地公園及び付近一帯の清掃作業をしていただきました。紙上をもちまして厚くお礼申し上げます。 建設課

（相談）13時～17時

▼場所 高知共済会館3階

▼共催機関 高知弁護士会、高知地方検察庁、高知地方法務局、高知地方・家庭裁判所

■問い合わせ

高知地方・家庭裁判所事務局総務課庶務係

☎ 822-0576